

◎平成 28 年度 鳥取県立鳥取中央育英高等学校『いじめ防止対策基本方針』

I 基本方針策定の考え方

本校では、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月制定）」を踏まえ、いじめのない学校づくりを推進する。本来、学校は公共の場として安全を確保された場所であり、生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境でなくてはならない。そのため全教科、全領域を通して生命や人権を大切にする精神を貫くとともに、生徒が安全で安心して学校生活を送ることができる教育環境を整備するとともに、規範意識や他を思いやる心も育てながら、生徒間の良好な人間関係の構築を目指したい。そして、将来は社会の一員として貢献できる人材の育成を目指していきたい。

II いじめの定義

いじめは、生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法 2 条 1 項）

III いじめに関する基本的な認識

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- (2) いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる可能性のあるものである。
- (3) いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、人間として絶対に許されない卑怯な行為である。
- (4) いじめを認識していながら放置することがないように、生徒のいじめ問題に対する理解を深めることが大切である。
- (5) いじめの防止や解決は、生徒、地域、関係機関等がそれぞれの立場からその責務を果たし、連携して取り組むことが大切である。
- (6) 大人たちが、「心豊かで、安全・安心な社会をつくる」とする認識の共有が不可欠である。

IV いじめ防止等に関する方針

- (1) いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的な問題克服のために、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の視点で取り組む。
- (2) 「鳥取中央育英高等学校いじめ防止対策基本方針」を策定し、年間を通じた総合的ないじめの防止のための計画等を作成し、いじめ防止に向けた取り組みの一層の充実を図る。
- (3) すべての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない環境をつくるため、関係者が一体となった継続的な取り組みを行う。
- (4) すべての生徒にいじめは決して許されないことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- (5) 生徒自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取り組みを推進する。（法 15 条 2 項）
- (6) インターネットを通じて行われるいじめの防止策等のため対策の充実を図る。（法 19 条）
- (7) 定期的なアンケート調査の実施を行い早めの状況掌握に努める。

V いじめへの対処に関する方針

- (1) いじめの早期発見のための定期的な調査を実施する。
- (2) 生徒がいじめを受けていると思われる時には、速やかにいじめの有無等の確認を行い、いじめと認定した場合は教育委員会に報告する。
- (3) いじめと認定した際には、いじめをやめさせ、再発防止に努め、外部等の協力を得ながら、いじめを受けた生徒の支援といじめを行った生徒に対する指導又は保護者やクラスなどの対応を行う。
- (4) いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるよう、教室以外の場所においても居場所を作り、それ以外の他の生徒にも安心して学校生活を送れるようにするための措置を行う。
- (5) いじめが犯罪行為として認められるときは、所管警察署と連携して対処する。
- (6) 事象後に加害者と被害者が共に平穏な学校生活を送れるように指導、観察を続ける。
- (7) 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合がある。

VI 「重大事態」への対処

《重大事態とは》 いじめ防止対策推進法第28条参照。

○いじめ防止対策推進法

第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

《重大事態の意味》

- ・「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ・第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は、学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- ・また、児童生徒や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

《学校における重大事態への取組》

- (1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等法28条に規定する重大事態または、児童生徒の重大な事故が発生した場合には、速やかに委員会又は調査のための組織を設け、調査を行う。
- (2) 委員会又は調査のための組織を設ける際には、第三者的な視点から、関係者の了解の下に、いじめの原因・実態の検証・解決に取り組む。

- (3) なお、(1)～(2)の組織を編成するにあたっては、適切にいじめ問題に対処する観点から、児童生徒やその保護者の意向を尊重しながら、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努める。
- (4) 重大事態に関わる調査を行った際には、その結果を教育委員会に報告する。
- (5) 重大事態の調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

《重大事態への具体的な取組》

(1) 具体的取り組み

- ①的確な情報収集 ②緊急校内対策会議の開催 ③調査による実態把握
- ④解決に向けた指導・援助 ⑤継続指導・経過観察 ⑥再発防止（なくす工夫）

(2) 関係機関との連携

・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき、加害児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果をあげることが困難と考える場合、あるいはいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、学校の設置者とも連絡をとり、所轄警察署と相談して対処する。

・当事者の保護者に十分な配慮をして伝える。

・ネット上のいじめへの対応は、学校単独での対応が困難と判断した場合には、学校設置者と相談しながら対応を考える。必要に応じて法務局の協力を求めたり、所轄警察署に通報するなど、外部の専門機関に援助を求める。

例：教育委員会、県警察本部、所轄警察署、法務局、児童相談所、弁護士、専門医師

地域（PTA、青少年健全育成組織、民生委員、主任児童委員等）スクールサポーター
教育相談員、スクールソーシャルワーカー

7 取組の検証等

- (1) 学校は、いじめの防止等に向けた取組について学期毎に検証し、その結果を教育委員会に報告する。
- (2) いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、いじめ防止対策に基づく年間計画に反映させながら、改善に努める。
- (3) 学校は、いじめ防止等基本方針の策定内容を公表する。

VI 保護者及び関係機関との連携

- (1) いじめの未然防止、早期発見、発生時の迅速かつ適切な対応を行うため、保護者及び関係機関等と密接な連携を図る。

主な関係機関

- ・県教育委員会高等学校課、いじめ・不登校総合対策センター
- ・所轄警察署、スクールサポーター
- ・学校医
- ・児童相談所
- ・弁護士
- ・教育相談員
- ・スクールソーシャルワーカー

「鳥取中央育英高等学校いじめ防止対策委員会」の設置について

平成26年3月17日制定

1 いじめ防止対策組織の構築

いじめ防止対策推進法（平成25年6月制定）に基づき、本校に「鳥取中央育英高等学校いじめ防止対策委員会」（仮称）を設置する。

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する設置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（いじめ防止対策推進法第二十二條）

2 構成員

委員長：校長

委員：教頭、生徒指導主事、生徒会主任、人権教育主任、環境保健主任、教育相談担当
学年主任（1、2、3年）、養護教諭、（個々のケースに関係の深い教職員）
（学校医、スクールサポーター、教育相談員、スクールソーシャルワーカー
弁護士、生徒等）

※学校全体で組織的に対応するため、適宜、情報や取組状況を全教員に報告する。

3 主な業務内容

- ①基本方針に基づく取組、年間計画の作成、相談窓口、情報の収集・記録、事案への組織的対応、取組の評価などを行う。
- ②いじめとして対応すべき事案かどうかを判断し、問題の解決まで責任を持つ。
- ③事案発生時における対応策の検討。
- ④学校基本方針の取組の評価・検証、見直し（PDCAサイクルで検証）を行う。

4 具体的な取組（行動計画）の内容

- ①いじめ防止対策委員会を開催する。（本校基本方針の取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行う）。
- ②いじめの早期発見のための定期的なアンケート調査を実施する。
（個人面談・電話相談・校内相談箱の設置等）
- ③教職員対象の研修会を行う。
- ④生徒の状況把握に務め、情報を共有する。（いじめの疑いに関すること、問題行動、悩み等）
- ⑤生徒と教職員の間関係の構築に務める。
- ⑥いじめを受けた生徒の心のケア、様子をこまめに経過観察する。
- ⑦いじめを行った生徒への継続的な指導、経過観察をおこなう。
- ⑧未然防止及び再発防止に向けた取組を検討する。
- ⑨関係機関との速やかな連絡と迅速な対応をおこなう。

5 構成員の決定

- ・年度はじめに決定する。

6 附則

- ・平成27年4月1日一部改正